

21 実効性ある国土の管理について

【国土交通省】

長野県の状況

●現在の国土利用計画法に基づく対応では、適正に制度を運用しても地域が望む土地利用の実現が難しい

- ・太陽光発電設備の設置など地域の望まない土地利用により、事業者、地権者及び地域住民の間で軋轢が生じてきている

取組

○国土利用計画法に基づく県計画について、
全国計画の変更から遅滞なく見直し

	国土利用計画（長野県計画）			土地利用基本計画
	策定(変更)年月日	基準年次	目標年次	策定(変更)年月日
当初策定	昭和53年3月22日	昭和47年	昭和60年	昭和56年2月4日
第1回変更	昭和61年7月15日	昭和57年	平成7年	昭和63年3月25日
第2回変更	平成8年7月3日	平成4年	平成17年	平成10年3月20日
第3回変更	平成21年3月16日	平成16年	平成29年	平成22年3月19日
第4回変更	平成28年9月15日	平成24年	平成37年	平成30年3月29日

土地利用基本計画では、特に調整を要する留意事項
3点を規定

- ・耕作放棄地の増加への対応
農用地として活用が困難なものは計画的に森林へ
- ・農用地における幹線道路沿いの開発への対応
農業、景観等への影響と開発の必要性を調整
- ・地域間の土地利用への対応
県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮

○国土利用計画法に基づく530件の事後届出について、
19件の助言、必要に応じ不勧告通知を行うなど、
事業者に対し適正な土地利用を指導（R3）

処理 区分	H29		H30		R1		R2		R3	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助言	11	6	2	2	0	0	6	7	19	4
不勧告	303	388	439	240	225	281	251	205	511	1,604
計	314	394	441	242	225	281	257	212	530	1,608

○県内市町村における都市計画区域等の指定状況

全市町村数		77
	うち都市計画区域	44
	うち市街化区域・市街化調整区域	5
	うち用途地域	37
	うち特別用途地区指定	12
	うち特定用途制限地域指定	5

このほか、18市町村(※)で立地適正化計画が作成・公表

※R4.4.1現在

課 題

- 個別規制法に基づく開発行為の規制に関する許可基準等に、各個別規制法の上に位置づけられている国土利用計画法の土地利用基本計画に即しているか否かの基準がない

→同計画は土地利用規制の実効性を有していない状況

- 県内において、太陽光発電設備の設置など市町村や地域住民の望まない開発行為が度々問題となっている

→都市計画法、森林法等の個別規制法に抵触しない限り当該開発行為を規制することができない状況

- 公表された国土の管理構想のうち市町村管理構想（R3.6）についても、国土利用計画（市町村計画）の実行計画の役割が期待されている

→市町村管理構想の実効性を担保する許可等の規制制度がない

- 問題となった土地利用に対する県の対応等

H元.12 長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱公表

H19.10 長野県風力発電施設建設に係るガイドライン策定（影響想定地域マップの公表）

H27.10 長野県環境影響評価条例改正
→一定規模以上の太陽光発電所を対象に追加

H28. 6 太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル作成
→県内71市町村で太陽光発電に対する何らかの対応を定めている（R4.4現在）

R4.7 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例公布

利用目的ごとの事後対応で
根本的な解決となっていない状況

提案・要望

1 実効性ある国土の管理構想について

地域が望まない土地利用を回避するため、国土の管理構想のうち市町村管理構想及び地域管理構想については、構想にとどまることなく具体的な土地利用に関する区域指定を行い、開発行為の規制を行うなど実効性ある制度とすること